

令和8年 第7回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和8年7月30日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一			
会長職務代理	2 番	大隣 初美			
委 員	3 番	山下 信一郎	4 番	宮原 俊郎	5 番 栢川 明子
	6 番	雪丸 堅	7 番	松永 克生	8 番 池田 慎
	9 番	大坪 幸博	10 番	下之門 信洋	
	12 番	樋渡 洋男	13 番	東垂水 勝秀	14 番 吉崎 久男
	15 番	西野 直樹	16 番	泊 啓一郎	17 番 桑代 純一
	18 番	高江 京子	19 番	有菌 篤男	

4. 欠席委員(1人)

11 番 瀧山 貴文

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 39 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 6 議案第 40 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 41 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 8 議案第 42 号 非農地証明願について
- 日 程 第 9 議案第 43 号 地域計画変更(案)に対する意見決定について
- 日 程 第 10 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
庶務係長 新原 小百合 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、会長になりますのでよろしくお願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。瀧山委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 8 年第 7 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思っております。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、4 番宮原委員、5 番栢川委員を指名し、会議書記に庶務係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 7 月 30 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 資料 2 の日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事務局

説明致します。議案は3件からでございます。

【改選後の初総会のため、議案毎の根拠説明を簡単に行う】

農地を賃貸借している所有者、耕作者は、当事者間において賃貸借の解約の申し入れ、合意による解約が行われた場合、農業委員会にその旨を通知しなければならない事が、農地法第18条第6項に規定されていますので、報告するものです。

それでは、報告します。

農地法第18条第6項の規定による通知事案が41件ございました。

貸人は指宿市の〇〇〇〇さん、借人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん他です。

貸人主導によるもの6件、借人主導によるもの35件です。

地目の内訳は、田13筆 7,620㎡、畑103筆 117,590㎡の合計116筆 125,210㎡で、頴娃地域29件、知覧地域8件、川辺地域4件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長
事務局

続きまして、資料9ページの日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

説明いたします。議案は10件からでございます。

【改選後の初総会のため、議案毎の根拠説明を簡単に行う】

議案に入る前に、「農業経営改善計画認定者」について簡単に説明致します。

農業経営改善計画認定者とは、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた、いわゆる「認定農業者」のことです。

認定を受けることで、経営の発展に向けた各種支援制度を活用できるようになります。

農業委員会では、認定や変更などがあった場合に、その内容について情報共有を図るため、総会で報告を行っています。

それでは、今回の認定内容についてご報告いたします。

今回は、新規認定3件、再認定10件、内容変更1件です。新規認定の内訳としましては、頴娃地域1件、知覧地域1件、川辺地域1件、営農類型としましては、雑穀・いも類・工芸農作物・露地野菜の複合経営1件、養豚1件、露地野菜1件であります。

再認定の内訳としましては、頴娃地域3件、知覧地域6件、川辺地域1件で、営農類型としましては、工芸農作物5件、肉用牛1件、露地野菜・施設野菜の複合経営1件、雑穀・いも類・工芸農作物の複合経営1件、稲作・雑穀・いも類の複合経営1件、稲作・麦類作・露地野菜・養鶏の複合経営が1

件であります。

以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、資料 15 頁の日程第 5 議案第 39 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局 説明致します。

議案は 16 頁から、説明資料は 1 頁からの 3 条所有権移転 7 件でございます。

【改選後の初総会のため、議案毎の根拠説明を簡単に行う】

農地の売買・贈与等については、農地法第 3 条に規定されており、農業委員会の許可が必要となっています。本議案では、「効率的に農地を利用して耕作する」などの許可基準を満たしているかを審議いただくものです。

それでは、議案説明に入ります。

譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、同じく鹿児島市の〇〇〇〇さんの共有名義、譲受人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん他の申請です。

地目の内訳は、田 6 筆 4,299 m²、畑 5 筆 7,524 m²、合計 11 筆 11,823 m²です。理由につきましては、規模拡大 4 件、自給的農業 3 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、9 千円から 398 千円程度です。

10 a 当たりの取引価格の平均につきましては 235 千円でございます。

地域別では、頴娃地域 2 件、知覧地域 4 件、川辺地域 1 件です。

農地法 3 条申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

なお、議案 18 頁の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等におきまして、審議番号 5 番の第 2 項 2 号農地所有適格法人以外の法人につきまして、該当ということで〇になっております。この譲受人は〇〇〇〇でございまして、〇〇〇〇や〇〇〇〇、〇〇〇〇が〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇の運営に必要な場合は取得できることとなっているため該当としております。

ご審議方よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

○ 番 委 員 10 a 当たりの取引価格の平均については、田・畑の合算ですか。

事 務 局 はい。合算でございます。

議 長 他に質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

 議案第 39 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請ど
おり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

 よって、議案第 39 号 の全案件について、申請どおり許可することに決
定いたします。

議 長 次に、資料 19 頁の日程第 6 議案第 40 号「農地法第 5 条許可申請に対す
る許可について」を議題といたします。

 まず、現地調査員から報告をお願いします。○○委員お願いします。

○ 番 委 員 報告いたします。

 議案は 20 頁の審議番号1番です。説明資料は4頁からになります。

 譲渡人は、鹿児島市の○○○○さん、譲受人は、川辺町○○の○○○○さん
です。

 申請地は、川辺町○○字○○○○番の畑○○㎡で、○○自治会に位置しま
す。

 譲受人は、市内に居住する個人です。

 申請地を取得し、申請地東側に隣接する所有地○○番、○○番(地目山林)
を通路として維持するため利用しようとするものです。

 なお、申請地の他、○○番、○○番、○○番(地目山林)と一体利用で通路と
するものです。

 申請地の北側・東側・西側は山林に、南側は畑に接しています。

 現状のままで利用しますが、緩衝地を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨
水は自然流下させます。日照・通風等については、通路として利用するので周
囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

 以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局 補足説明いたします。

 【改選後の初総会のため、議案毎の根拠説明を簡単に行う】

 農地の転用については、農地法第 4 条及び第 5 条に規定されており、農業
委員会の許可が必要となっています。

 農地の転用とは、農地を農地以外に利用することです。

 その中で、自身の農地を転用する場合は、第 4 条許可となり、他の所有者
の農地を買ったり借りたりして、転用する場合は、第 5 条許可となります。

 本議案では、農地転用による「周辺営農への影響」など、農地区分に応じ

た許可基準を満たしているかを審議いただくものです。

それでは、議案説明に入ります。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第40号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第40号については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料21の日程第7 議案第41号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局 説明します。議案は22ページからになります。

【改選後の初総会のため、議案毎の根拠説明を簡単に行う】

議案タイトルになっております「農用地利用集積等促進計画」とは、農地中間管理機構（いわゆる農地バンク）が、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、規模拡大を図る担い手（借り手）に貸し付ける際、農地法などの手続きを一体化して処理するために作成する計画であります。

そこで、本計画を定めようとする際には、農業委員会の意見を聞く事となっておりますので、議案としてお諮りするものです。

それでは、議案説明に入ります。

利用権設定について、今回の契約開始は令和8年10月1日開始分となっています。

所有者である利用権を設定する者は、南さつま市の〇〇〇〇さん、耕作者である設定を受ける者は、同じく南さつま市の〇〇〇〇さん他です。

設定面積は、田85筆54,970㎡、畑387筆532,333㎡の合計472筆587,303㎡で、頰娃地域256筆、知覧地域84筆、川辺地域132筆となっております。

内訳として、新規分が 166 筆、前回基盤法が 234 筆、前回農地バンクが 69 筆、前回農地法3条が 3 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 40 頁に表示してあります。

次に、農地バンクの農地売買等事業による所有権移転について説明いたします。

議案は 41 ページからになります。

所有者である出し手は、指宿市の〇〇〇〇さん、担い手である受け手は、〇〇〇〇さん他です。

面積は、全て畑の7筆計 19,420 m²で、頴娃地域 5 筆、知覧地域 2 筆となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、利用権設定について、〇〇委員が 177 番から 178 番、〇〇委員が 241 番から 255 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 41 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 41 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第41号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入室)

議長 関係委員に報告いたします。

議案第41号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料42の日程第8 議案第42号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

議案は43の審議番号1番です。説明資料は9からになります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇字〇〇〇〇番の田〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

昔、田んぼで稲作をしていましたが、人手不足などで作らなくなり管理もできず、現在は雑木が繁茂しており、立ち入れないほどの状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、審議番号2番を〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

議案は43の審議番号2番です。説明資料は12からになります。

申請人は、兵庫県川西市の〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

昭和63年7月に願人の叔父が相続しましたが、当時から叔父は兵庫県に住んでおり、どのように管理していたか不明との事です。

叔父は平成17年に死亡し、その後、相続登記の義務化を受け叔父の名寄台帳を取得し相続しましたが、当該農地をはじめ相続した農地について管理できていなかったため、現在は数メートルの雑木が繁茂している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、審議番号3番を〇〇委員お願いします。

5 番委員

報告いたします。

議案は 43 分の審議番号3番です。説明資料は 15 分からになります。

申請人は、熊毛郡屋久島町の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番ほか 2 筆の田計〇〇㎡で、〇〇自治会近くに位置します。

願人の祖父が生前、田として耕作していましたが、平成 7 年に死亡し、その後は耕作放棄地となり令和7年に願人が相続した時には近隣の山林と同化している状況であったとのことです。現在は、杉などが繁茂している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

【改選後の初総会のため、議案毎の根拠説明を簡単に行う】

非農地とは、農地に非ずということで、地目は田や畑の農地であります。が、建物が完成して 20 年以上経過した宅地、あるいは時間の経過や人工林の植林などにより原野や山林になってしまっており農地として活用することは不可能となった土地の事です。

先ほど、農地法第 3 条許可に関する議案審議がありましたが、農地を農地として耕作するための所有権移転の場合は、農地法第 3 条の許可が必要になります。が、非農地となっている農地につきましては、非農地証明願を受け、委員による現地確認を経て、非農地判断についてお諮りするものです。

それでは、議案説明に入ります。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してから経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 42 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 42 号については、申請どおり証明書

を交付することに決定いたします。

議長 次に、資料 44 頁の日程第 9 議案第 43 号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

事務局 説明します。

議案は 44 頁、説明資料は 18 頁からの「地域計画変更（案）に対する意見決定について」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、市長から地域計画の変更について農業委員会の意見を求められたものです。

農業委員会では、変更内容が地域計画の趣旨や農地利用の方向性と整合しているかを確認し、その意見を決定するものです。

それでは、今回の変更内容について、ご説明いたします。

今回は 2 工区の地域計画について、颯娃町郡字宇都平 1721 番の農地を地域計画区域へ編入する変更です。

変更理由は、当該農地が地域計画内の隣接農地と一体的に利用される圃場であることから、地域計画区域へ編入するものです。

なお、その他の地域計画の内容に変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 43 号「地域計画変更（案）」については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 43 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 10「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長 今後の日程について連絡

議長 その他にありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 8 年第 7 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時00分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 4番 _____

会議録署名委員 5番 _____